

## 鹿児島工業高等専門学校における成績評価に対する異議申立てに関する要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校(以下「本校」という。)の学生が、履修した授業科目に係る成績評価に対し異議申立てを行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において「学科長等」とは、一般教育科、各学科、及び各専攻の長をいう。

2 この要項において「学生」とは、本校に在籍している本科学学生、専攻科学生及び科目等履修生等本校において単位取得できる者をいう。

3 この要項において「成績評価」とは、一つの学期で終了する科目はその学期末の評価、通年で開講される科目は各学期の成績に基づいて評価される学年末の評価をいう。

4 この要項において「委員会委員」とは、本科科目にあつては教務委員会委員、専攻科科目にあつては専攻科委員会委員をいう。

### (異議申立事由)

第3条 学生は、当該期の履修科目に係る成績評価について、次の各号の一に該当する場合に、学科長等へ異議を申し立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、科目担当教員の評価誤りであると思われるもの
- (2) シラバス又は科目担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から逸脱した評価であると思われるもの
- (3) その他異議申立てを行うにあたり合理的又は客観的な根拠があるもの

### (異議申立手続)

第4条 異議を申し立てようとする学生は、履修科目に係る成績評価についての異議申立書(別紙様式1。以下「異議申立書」という。)を学生課教務係に提出しなければならない。

2 異議申立てができる期間は、当該成績評価の開示日(学生課教務係から保護者等の住居へ個人成績表を発送した日とする。)翌日から起算して、原則として7日以内とする。

3 学生から異議申立てがあつた場合、学生課教務係は、異議申立書を学科長等へ送付するとともに、異議申立書の写しを保管する。

- 4 学科長等は、異議申立書の写しを当該科目担当教員へ送付する。
- 5 当該科目担当教員は、速やかに、履修科目に係る成績評価についての異議申立てに係る意見書(別紙様式2。以下「意見書」という。)を作成の上、学科長等へ提出する。
- 6 学科長等は、当該履修科目に係る委員会委員とともに、当該科目担当教員から提出のあった意見書の内容について確認し、調査する。この場合において学科長等は、必要と認めるときは、当該科目担当教員に対し、成績評価に用いた資料の提出及び異議申立てを行った学生と当該科目担当教員に対して詳細な説明を求めることができる。
- 7 学科長等は前項の調査の結果、必要と認めるときは、成績評価を訂正することができる。
- 8 科目担当教員が学科長等又は委員会委員である場合は、学科長等は第6項の規定にかかわらず、当該科目担当教員である学科長等又は委員会委員を確認及び調査に加えないものとする。
- 9 学科長等は、異議申立書を受理した日から原則として7日以内に、回答を成績評価についての異議申立てに係る回答書(別紙様式3。以下「回答書」という。)により、学生課教務係を通じて当該異議申立てを行った学生に回答するものとする。なお、学生課教務係は、回答書の写しを保管するものとする。
- 10 科目担当教員が学科長等の場合にあつては、第4項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、学科長等は速やかに意見書を作成し、異議申立書の写しを添えて、委員会委員に提出する。当該委員会委員は、所属する委員会委員長とともに学科長等から提出のあった意見書の内容について確認し、調査する。この場合において委員会委員は、必要と認めるときは、学科長等に対し、成績評価に用いた資料の提出を求めるほか、異議申立てを行った学生と学科長等に対して詳細な説明を求めることができる。
- 11 前項の場合において、当該委員会委員は、前項の調査の結果、必要と認めるときは、成績評価を訂正することができる。
- 12 第10項の場合において、当該委員会委員は意見書の内容の確認及び調査の結果について、成績評価についての異議申立てに係る調査書(別紙様式4。以下「調査書」という)を作成し、学科長等に提出する。
- 13 第10項の場合において、学科長等は、第9項の規定にかかわらず、異議申立書を受理した日から原則として7日以内に、回答書に前項の調査書を添えて学生課教務係を通じ当該異議申立てを行った学生に回答するものとする。なお、学生課教務係は、回答書の写し及び調査書の写しを保管するものとする。
- 14 異議申立てへの回答に対しての再異議申立ては認めない。

(報告)

第5条 一般教育科に関しては一般教育科長、学科に関しては学科長、専攻科に関しては専攻科長が、前条第9項又は第13項の回答後速やかに、異議申立て及び回答の内容について校務連絡会へ報告しなければならない。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

## 成績評価に対する異議申立書

年 月 日

学科長・専攻長 殿

学年・学科/専攻名

学 籍 番 号

氏 名 (自署)

保護者氏名 (自署)

学生連絡先 (携帯電話)

学生連絡先 (メールアドレス)

令和\_\_年度 (前・後・通年) 期開講の下記授業科目の担当教員による成績評価について、下記の理由により、異議を申し立てます。

記

1. 授業科目名 \_\_\_\_\_

2. 担当教員名 \_\_\_\_\_

3. 異議申立理由 (具体的に記入してください。)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

以上

## 成績評価に対する異議申立に係る意見書

年 月 日

学科長・専攻長 殿

担当教員名

令和\_\_年\_\_月\_\_日付けで申立てのありました下記科目の成績評価に係る異議について、下記の通り意見を申し述べます。

記

1.授業科目名

\_\_\_\_\_

2.開講時期（前期・後期・通年）

\_\_\_\_\_

3.開講学年学科

\_\_\_\_\_

4.意見の対象となる学生の学年学科氏名

\_\_\_\_\_

5.意見の内容

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

以上

## 成績評価に対する異議申立に係る回答書

年 月 日

(学生氏名) 殿

(学科名) 工学科長

(専攻名) 専攻長

令和\_\_年\_\_月\_\_日付けで申立てのありました下記科目の成績評価に係る異議について、下記の通り回答します。

記

1.授業科目名

---

2.開講時期（前期・後期・通年）

---

3.開講学年学科

---

4.担当教員名

---

5.回答内容

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

以上

## 成績評価に対する異議申立に係る調査書

年 月 日

学科長・専攻長 殿

(委員会名) 委員

---

令和\_\_年\_\_月\_\_日付で申立てのありました下記科目の成績評価に係る異議について、下記の通り調査結果を提出します。

記

1.授業科目名

---

2.開講時期（前期・後期・通年）

---

3.開講学年学科

---

4.担当教員名

---

5.異議を申立てた学生の学年学科氏名

---

5.調査結果

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

以上